

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 26 年 2 月 1 日から同年 5 月 24 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、株式会社 A（現在は、B 株式会社）における資格取得日に係る記録を同年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 20 日から同年 5 月 24 日まで

私は、昭和 26 年 1 月 20 日から 28 年 3 月 5 日までの期間において勤務した株式会社 A に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、年金事務所に照会したところ、26 年 5 月 24 日から 28 年 3 月 5 日までの期間の被保険者記録が判明し、基礎年金番号に統合されたが、申立期間に係る被保険者記録は確認できなかった。

私が所持している申立期間の給与支払明細表において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細表などから判断すると、申立期間のうち、昭和 26 年 2 月 1 日から同年 5 月 24 日までの期間について、申立人が株式会社 A に勤務し、当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細表の保険料控除額から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料を全て紛失したため不明であるとしており、

このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当
時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事
情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 26 年 1 月 20 日から同年 2 月 1 日までの期間
について、B 株式会社の回答から判断すると、株式会社 A における給与の支
払いは月末締め翌月払い、保険料の控除方法は翌月控除であったと推認さ
れるところ、申立人が所持する同年 2 月分の給与支払明細表において厚生年
金保険料は控除されていないことが確認できることから判断すると、同年 1
月分の厚生年金保険料は控除されていなかったと推認される。

また、事業主は、当時の関連資料を全て紛失したとしており、ほかに当該
期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情
も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（後の、B有限会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和43年9月9日、資格喪失日は45年7月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月9日から45年7月1日まで

私は、昭和43年9月9日から45年6月30日までの約2年間において、B有限会社に事務員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は昭和43年9月9日から45年6月30日までの期間において、B有限会社に勤務していたことが確認できる。

また、適用事業所名簿によると、B有限会社は、昭和45年11月*日にA社から名称変更していることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で同じ生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和43年9月9日、資格喪失日は45年7月1日。厚生年金保険記号番号は基礎年金番号と同じ。）が確認できる。

さらに、申立人の同僚から、「申立期間当時、『C』という氏名の従業員は、申立人以外にはいなかった。」との供述が得られたところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓の厚生年金保険の被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年9月9日に被

保険者資格を取得し、45年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間、61 年 8 月から 62 年 1 月までの期間、62 年 3 月及び 62 年 6 月から平成元年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 61 年 8 月から 62 年 1 月まで
③ 昭和 62 年 3 月
④ 昭和 62 年 6 月から平成元年 5 月まで

私は、昭和 58 年頃に収入が激減したため、国民年金保険料を納付できない期間があったが、当時、毎月自宅を訪問していた集金人が、「あるだけでいいです。」と言ってくれていたので、遅れていた未納期間分の保険料を数か月ごとにまとめて集金人に納付していた。

その時に受け取った領収書等は、所得税の確定申告の添付書類として A 税務署に提出したので手元に残っていないが、申立期間の保険料は全て納付しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を数か月ごとにまとめて集金人に納付したと申し立てているが、納付した集金人の氏名、納付月数、納付金額及び納付時期等に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間②の前後に納付されている国民年金保険料は、それぞれ 1 か月分ずつ、現金による過年度納付がなされていることが確認できるとともに、申立期間③直後の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、印紙による現年度納付がなされていることが確認できるものの、数か月分をまとめて納付した状況はうかがえない。

さらに、A 市は、「申立人が居住した地区における国民年金保険料の納付

組織に関する資料は保存されていないことから、当該地区に納付組織があったかどうか確認することができない。」と回答している。

加えて、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できるところ、その記録はオンライン記録と一致している上、申立期間は合計34月に及び、同一行政機関において、4年度にわたって申立人の納付記録が欠落することは考えにくい。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 57 年頃に A 市から B 市へ転居し、約 1 年間は一人暮らしだったが、58 年頃に母と同居した。その時に、当時勤務していた事業所は厚生年金保険の適用がなかったため、母が B 市役所で、私の国民年金の加入手続をしてくれた。

私は、申立期間の国民年金保険料の納付を母に任せていたが、生前母が、「その都度、納付書により、銀行又は郵便局に納付した。」と言っていたことを記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、「昭和 58 年頃に母と同居した時、母が B 市役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、保険料は、母が納付書により金融機関で納付してくれた。」と述べているところ、B 市が保管する申立人に係る住記オンラインの住民記録及び国民健康保険記録において、申立人が昭和 58 年 4 月 30 日に同市に転入し、同日に国民健康保険被保険者資格を取得（同資格取得に係る届出日は、同年 5 月 24 日）していることは確認できるが、申立人に係る住記オンラインの住民記録において国民年金の資格記録は確認できない上、同市において申立人に係る国民年金被保険者名簿も見当たらない。

また、申立期間は 60 か月と長期間であり、母親が金融機関で納付したとする国民年金保険料の納付記録が、連続して毎回欠落することは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及

び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする母は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 52 年 5 月に A 市で払い出され、48 年 4 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の国民年金の被保険者記録は、オンライン記録により、申立人が平成 6 年 9 月 20 日に B 市から C 町に住所変更した後に、それまで別々に管理されていた国民年金手帳記号番号及び複数の厚生年金保険（船員保険を含む）の記号番号を基礎年金番号に統合したことに伴い、申立期間である昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月までの期間が未納と記録されたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 12 月 20 日まで

私は、A 株式会社に勤務していた時、B 株式会社（現在は、C 株式会社）の D 氏から、E 株式会社で勤務するように誘われ、A 株式会社を昭和 46 年 1 月 27 日に退職し、同年 2 月 1 日から、F 市にあった E 株式会社の 1 階フロアで、G 職として勤務した。

1 日 8 時間労働で、月額 4 万 5,000 円の給与を受け取っていたと記憶している。

私が G 職として E 株式会社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できないものの、申立人は、F 市にある E 株式会社の 1 階フロアにおいて G 職として勤務していた内容を具体的に述べていることから判断すると、申立期間当時、同社に G 職として勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、C 株式会社総務部の担当者は、「D という氏名の社員は当社の人事記録では確認できなかった。申立期間当時、B 株式会社の正社員が、販売店で来客者に対し、直接、製品の説明をすることは無かったことから、申立人は民間職業紹介所から派遣された販売員として勤務していたのではないかと思う。」と述べているところ、E 株式会社人事部の担当者は、「申立期間当時、当社は民間職業紹介所から紹介された販売員を受け入れていたと思われるが、当該販売員の雇用形態は短時間労働のアルバイトであり、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と述べている。

また、申立人の国民健康保険の加入状況は H 市及び I 市に資料が残ってお

らず確認することはできないが、申立人は、「私の夫は、個人事業所を営んでおり、申立期間当時は国民健康保険に加入していたと思う。私の長男を出産した時、国民健康保険から出産一時金の給付を受けた記憶がある。」と述べている。

さらに、申立人は、「正社員として勤務していたのではなく、E株式会社に派遣されて勤務していたのだと思う。給与から何か控除されていた記憶があるが、資料も無く詳細は覚えていない。」と述べている。

加えて、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は、紹介元である民間職業紹介所の名称や当該事業所の上司及び同僚の氏名を覚えていないことから、申立人が所属する事業所を特定することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。